

岩倉市障害者医療費支給条例（昭和48年10月20日条例第27号）

最終改正:令和5年6月22日条例第15号

改正内容:令和5年6月22日条例第15号 [令和5年6月22日]

○岩倉市障害者医療費支給条例

昭和48年10月20日条例第27号

改正

昭和56年10月1日条例第23号
 昭和57年12月28日条例第43号
 昭和61年7月15日条例第22号
 平成4年9月30日条例第25号
 平成7年3月31日条例第11号
 平成7年9月29日条例第27号
 平成11年3月25日条例第2号
 平成13年3月31日条例第10号
 平成17年3月25日条例第9号
 平成18年3月24日条例第11号
 平成18年6月22日条例第26号
 平成19年3月28日条例第7号
 平成19年12月20日条例第18号
 平成20年9月30日条例第25号
 平成22年3月31日条例第6号
 平成23年12月27日条例第23号
 平成25年3月28日条例第23号
 平成26年9月30日条例第33号
 平成27年3月27日条例第12号
 平成30年3月27日条例第11号
 令和5年6月22日条例第15号

岩倉市障害者医療費支給条例

岩倉市中心身障害者医療費助成条例（昭和48年岩倉市条例第4号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、心身障害者の福祉の増進を図るため、心身障害者の医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者で規則で定める要件を満たしたものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「法施行規則」という。）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当する身体障害者手帳所持者
- (2) 身体障害者障害程度等級表の4級に該当する身体障害者手帳所持者のうち法施行規則第5条第1項第2号の規定による障害名が腎臓機能障害とされているもの又は同表の4級から6級までに該当する身体障害者手帳所持者のうち同号の規定による障害名が進行性筋萎縮症とされているもの
- (3) 知能指数が50以下の知的障害者
- (4) 自閉症状群と診断された者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当するもの
- (6) 精神保健福祉法第5条第1項に規定する精神障害者で、自立支援医療受給者証（精神通院）を所持しているもの
- (7) 精神保健福祉法第5条第1項に規定する精神障害者（前2号に掲げる者を除く。）

（受給資格者）

第3条 この条例により障害者医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、岩倉市の区域内に住所を有する心身障害者で、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者又は規則で定める法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。

（居住地特例）

第3条の2 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）に入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、岩倉市の区域外に住所を変更したと認められる心身障害者については、前条の規定にかかわらず、受給資格者とする。

2 病院等に入院等をしたことにより、岩倉市の区域内に住所を変更したと認められる心身障害者については、前条の規定にかかわらず、受給資格者としな

（適用除外）

第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が同法第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間を除く。)
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条による支援給付を受けている者
- (4) 岩倉市子ども医療費支給条例(昭和48年岩倉市条例第3号)に規定する受給資格者(出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもに係る受給資格者(第2条第6号に規定する者(同条第5号の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を除く。))を除く。)
- (5) 岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年岩倉市条例第23号)に規定する受給資格者(第2条第1号から第4号までに規定する者を除く。)
- (6) 法令、他の地方公共団体の条例等の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者
(支給の範囲)

第5条 市長は、心身障害者(第2条第6号及び第7号に規定する者を除く。)の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合(附加給付にあつては、当該給付が行われる場合を含む。)において、当該医療に関する給付の額(その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額(以下「医療保険自己負担額」という。)に相当する額を心身障害者医療費(以下「医療費」という。)として支給する。

- 2 市長は、心身障害者のうち第2条第6号に規定する者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療(以下「精神通院医療」という。)を受けた場合における医療保険自己負担額又は第2条第7号に規定する者が精神障害の入院医療(精神作用物質による急性中毒又はその依存症に係る入院医療を除く。)を受けた場合における医療保険自己負担額を医療費として支給する。
- 3 前2項の場合において、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき又は法令の規定による給付が行われたときは、この限りでない。
- 4 第1項及び第2項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額(法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
(受給者証)

第6条 市長は、受給資格者から申請があつた場合には、規則で定めるところにより、障害者医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。ただし、前条第2項の規定による精神障害の入院医療に係る医療費の支給を受けようとする受給資格者については、この限りでない。

- 2 受給資格者は、前条第1項及び第2項の規定により医療費の支給を受けようとする場合(第2条第6号に係る受給資格者については、精神通院医療を受けた場合に限る。)は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「医療機関等」という。)において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。
(支給の方法)

第7条 医療費の支給は、当該医療費の額を医療機関等に支払うことによつて行う。ただし、第2条第7号に係る受給資格者に対する精神障害の入院医療の医療費の支給は、受給資格者に支払うものとする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給資格者に支払うことにより医療費の支給を行うことができる。
(届出義務)

第8条 受給資格者は、氏名若しくは住所を変更したとき、又は規則で定める事由が発生したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(支給金の返還)

第9条 市長は、受給資格者が医療費の支給に係る当該疾病又は負傷に関し損害賠償の支払を受けたときは、その額の限度において医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

- 2 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた受給資格者があるときは、その者からその支給を受けた金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
(権利の譲渡等の禁止)

第10条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。
(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、心身障害者の医療費の支給について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。
(受給資格に関する特例)
- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている者は、第3条及び第3条の2第1項の規定にかかわらず、受給資格者としなない。

附 則(昭和56年条例第23号)

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第43号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第22号)

この条例は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第25号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岩倉市障害者医療費支給条例の規定は、施行日以後に医療機関等において受けた診療については、なお従前の例による。

附 則（平成7年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年7月1日から適用する。

附 則（平成11年条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岩倉市障害者医療費支給条例の規定は、施行日以後に医療機関等において受けた診療については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第9号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岩倉市障害者医療費支給条例の規定は、施行日以後に医療機関等において受けた診療については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第26号）

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岩倉市障害者医療費支給条例の規定は、施行日以後に医療機関等において受けた診療については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岩倉市障害者医療費支給条例の規定は、施行日以後に医療機関等において受けた診療等については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日の前日において、出生の日以後4年（出生の日が月の末日以外の日である場合にあっては、出生の日以後4年を経過する日の属する月の末日）を経過した者のうち、改正前の岩倉市障害者医療費支給条例による受給者である者については、この条例の施行後においても、改正後の岩倉市障害者医療費支給条例による受給者とする。

附 則（平成20年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岩倉市障害者医療費支給条例の規定は、施行日以後に医療機関等において受けた診療等については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月27日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において、新たに受給資格者となる者は、施行日より前に第6条に規定する申請をすることができる。

- 3 改正後の岩倉市障害者医療費支給条例の規定は、施行日以後に医療機関等において受けた診療等については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月28日条例第23号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第33号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日条例第11号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月22日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。
